

平成27年10月8日
株式会社 東京金融取引所

清算業務に係るリスク管理制度の見直しについて

平素は、当社市場の運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

近年の金融危機以降、BIS、CPSS・IOSCOにより、「金融市場インフラのための原則」（「FMI原則」）が策定され、我が国では、清算機関の業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的として、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」（「監督指針」）が制定されました。

かかる規制に対応するために、当社では、本年7月に清算預託金制度や清算参加者の債務不履行時における損失補填スキームの見直しを行いましたが、今般、「階層的参加者構造に係るリスクへの対応」、「代用有価証券の集中制限」及び「処分等の手続き」等につきましてもリスク管理の強化を図るべく、制度の見直しを行うことを検討しております。

本件に係る規則変更（案）は、別紙の通りです。

以 上

「取引参加者規程」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p>（リスク管理体制の整備）</p> <p>第 25 条の 2 <u>取引参加者は、本取引所の市場における市場デリバティブ取引に係る未決済取引に関するリスク管理体制（保有する未決済取引の価格の変動、取引の相手方の契約不履行又はその他の理由により発生し得る危険を管理する体制をいう。）を整備しなければならない。</u></p> <p>（役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係）</p> <p>第 59 条 本取引所は、取引参加者の役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係が本取引所の市場の運営にかんがみて適当でないと認めるときは、<u>当該取引参加者を審問のうえ、自主規制委員会の決議により、その変更を請求することができる。ただし、当該取引参加者が陳述書を提出したときは、その提出をもって、審問に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>本取引所は、取引参加者が正当な理由がないにもかかわらず、前項の審問に応じない場合には、審問を行わずに同項の変更請求を行うことができる。</u></p> <p>3～5 （略）</p>	<p>(新設)</p> <p>（役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係）</p> <p>第 59 条 本取引所は、取引参加者の役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係が本取引所の市場の運営にかんがみて適当でないと認めるときは、<u>自主規制委員会の決議により、その変更を請求することができる。</u></p> <p>2 <u>本取引所は、前項の規定により変更の請求をしようとするときは、あらかじめ、本取引所が定めるところにより、当該取引参加者にその請求の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。</u></p> <p>3～5 （略）</p>

「取引参加者規程」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p>第 60 条 <u>（削除）</u></p> <p>（取引参加者の処分）</p> <p>第 61 条 本取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、<u>当該取引参加者を審問のうえ、</u>自主規制委員会の決議により、当該各号に掲げる処分をすることができる。</p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、本取引所は、<u>為替証拠金取引参加者が以下のいずれかに該当することとなったと認める場合には、</u>当該為替証拠金取引参加者を審問の<u>うえ、</u>自主規制委員会の決議により、為</p>	<p>（取引参加者代表者が不適任な場合の変更請求）</p> <p>第 60 条 <u>本取引所は、第 8 条の規定により届出がされた取引参加者の取引参加者代表者が不適任と認められるに至ったときは、自主規制委員会の決議により、当該取引参加者に対し、その変更を請求することができる。</u></p> <p>2 <u>前条第 2 項の規定は、本取引所が前項の規定による変更の請求をしようとする場合について準用する。</u></p> <p>3 <u>前条第 3 項から第 5 項までの規定は、取引参加者が第 1 項の変更請求を受けたときについて準用する。</u></p> <p>（取引参加者の処分）</p> <p>第 61 条 本取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、自主規制委員会の決議により、当該各号に掲げる処分をすることができる。</p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、本取引所は、<u>為替証拠金取引参加者が以下のいずれかに該当することとなったと認める場合には、</u>自主規制委員会の決議により、<u>為替証拠金取引資格の取消しの処分をするこ</u></p>

「取引参加者規程」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p>替証拠金取引資格の取消しの処分をすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、本取引所は、株価指数証拠金取引参加者等が以下のいずれかに該当することとなったと認める場合には、<u>当該株価指数証拠金取引参加者等を審問のうえ、自主規制委員会の決議により、株価指数証拠金取引資格又は株価指数証拠金遠隔地取引資格の取消しの処分をすることができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>5 第1項及び第2項の規定による処分において、過怠金の賦課と本取引所の市場における自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引の停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。</p> <p>(取引参加者の支配関係等が不適當な場合の処置)</p> <p>第62条 本取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、<u>当該取引参加者を審問のうえ、</u></p>	<p>とができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、本取引所は、株価指数証拠金取引参加者等が以下のいずれかに該当することとなったと認める場合には、自主規制委員会の決議により、株価指数証拠金取引資格又は株価指数証拠金遠隔地取引資格の取消しの処分をすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 <u>本取引所は、前各項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、本取引所が定めるところにより、当該取引参加者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。</u></p> <p>6 第1項及び第2項の規定による処分において、過怠金の賦課と本取引所の市場における自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引の停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。</p> <p>(取引参加者の支配関係等が不適當な場合の処置)</p> <p>第62条 本取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、自主規制委員会の決議により、</p>

「取引参加者規程」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p>自主規制委員会の決議により、市場デリバティブ取引等の停止その他本取引所が必要かつ適当と認める処置をすることができる。</p>	<p>市場デリバティブ取引等の停止その他本取引所が必要かつ適当と認める処置をすることができる。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p>2 <u>前条第5項の規定は、前項の規定による処置をしようとする場合について準用する。</u></p>
<p><u>(リスク管理体制の不備が認められる場合の処置)</u></p>	
<p>第62条の2 <u>本取引所は、第25条の2に定める取引参加者のリスク管理体制が本取引所の市場の運営にかんがみて著しく適当でない</u>と認められる場合、<u>当該取引参加者を審問のうえ、自主規制委員会の決議により、その改善のために必要と認める処置をすることができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(支払不能の取引参加者に対する処置)</p>	<p>(支払不能の取引参加者に対する処置)</p>
<p>第63条 本取引所は、取引参加者が支払不能となり又は支払不能となるおそれがあると認める場合には、<u>当該取引参加者を審問のうえ、自主規制委員会の決議により、その事由の消滅するまで、本取引所の市場における自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引の停止</u>その他本取引所が必要かつ適当と認める処置をすることができる。</p>	<p>第63条 本取引所は、取引参加者が支払不能となり又は支払不能となるおそれがあると認める場合には、自主規制委員会の決議により、その事由の消滅するまで、本取引所の市場における自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引の停止その他本取引所が必要かつ適当と認める処置をすることができる。</p>

「取引参加者規程」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p>(削る)</p> <p>(処分又は処置に対する異議の申立て等)</p> <p>第 65 条 <u>第 59 条第 1 項ただし書き及び第 2 項の規定は、第 61 条から第 63 条までに規定する審問について、第 59 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 61 条から第 63 条までに規定する処分及び処置並びに前条第 3 項に規定する取引資格の取消しについて準用する。</u></p>	<p><u>2 第 61 条第 5 項の規定は、前項の規定による処置をしようとする場合について準用する。</u></p> <p>(異議の申立て)</p> <p>第 65 条 第 59 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 61 条から第 63 条までに規定する処分及び処置並びに前条第 3 項に規定する取引資格の取消しについて準用する。</p>

「業務方法書」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p><u>(リスク管理体制の整備)</u></p> <p>第 10 条の 3 <u>清算参加者は、本取引所の市場における市場デリバティブ取引に係る未決済取引に関するリスク管理体制（保有する未決済取引の価格の変動、取引の相手方の契約不履行又はその他の理由により発生し得る危険を管理する体制をいう。第 15 条の 2 の 3 において同じ。）を整備しなければならない。</u></p> <p>(役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係)</p> <p>第 14 条の 8 <u>本取引所は、清算参加者の役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係が本取引所の市場の運営にかんがみて適当でないと認めるときは、当該清算参加者を審問のうえ、その変更を請求することができる。ただし、当該清算参加者が陳述書を提出したときは、その提出をもって、審問に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>本取引所は、清算参加者が正当な理由がないにもかかわらず前項の審問に応じない場合には、審問を行わずに同項の変更請求を行うことができる。</u></p> <p>3～5 （略）</p>	<p>(新設)</p> <p>(役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係)</p> <p>第 14 条の 8 本取引所は、清算参加者の役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係が本取引所の市場の運営にかんがみて適当でないと認めるときは、その変更を請求することができる。</p> <p>2 本取引所は、<u>前項の規定により変更の請求をしようとするときは、あらかじめ、本取引所が定めるところにより、当該清算参加者にその請求の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。</u></p> <p>3～5 （略）</p>

「業務方法書」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p>第 15 条 <u>（削除）</u></p> <p>（清算参加者の処分）</p> <p>第 15 条の 2 本取引所は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、<u>当該清算参加者を審問のうえ、取締役会の決議により当該各号に掲げる処分をすることができる。</u></p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第 1 項各号の規定にかかわらず、本取引所は、<u>為替証拠金清算参加者が以下のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該為替証拠金清算参加者を審問のうえ、取締役会の決議により、為替証拠金清算資格の取消しの処分をする</u></p>	<p>（清算参加者代表者が不適任な場合の変更請求）</p> <p>第 15 条 <u>本取引所は、第 9 条の規定により届出がされた清算参加者の清算参加者代表者が不適任と認められるに至ったときは、取締役会の決議により、当該清算参加者に対し、その変更を請求することができる。</u></p> <p>2 <u>前条第 2 項の規定は、本取引所が前項の規定による変更の請求をしようとする場合について準用する。</u></p> <p>3 <u>前条第 3 項から第 5 項までの規定は、清算参加者が第 1 項の変更請求を受けたときについて準用する。</u></p> <p>（清算参加者の処分）</p> <p>第 15 条の 2 本取引所は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、取締役会の決議により当該各号に掲げる処分をすることができる。</p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第 1 項各号の規定にかかわらず、本取引所は、<u>為替証拠金清算参加者が以下のいずれかに該当することとなったと認める場合には、取締役会の決議により、為替証拠金清算資格の取消しの処分をすることができる。</u></p>

「業務方法書」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p>ことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 第1項各号の規定にかかわらず、本取引所は、株価指数証拠金清算参加者が以下のいずれかに該当することとなったと認める場合には、<u>当該株価指数証拠金清算参加者を審問のうえ、取締役会の決議により、株価指数証拠金清算資格の取消しの処分をすることができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>5 第1項及び第2項の場合において、当該処分が1億円を超える過怠金又は清算資格の取消し以外の処分であるときは、取締役会の決議によらずに当該処分を行うことができるものとする。</p> <p>6 第1項及び第2項の規定による処分において、過怠金の賦課と本取引所の市場における自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引に基づく債務の引受けの停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 第1項各号の規定にかかわらず、本取引所は、株価指数証拠金清算参加者が以下のいずれかに該当することとなったと認める場合には、取締役会の決議により、株価指数証拠金清算資格の取消しの処分をすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 <u>本取引所は、前各項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、本取引所が定めるところにより、当該清算参加者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。</u></p> <p>6 第1項及び第2項の場合において、当該処分が1億円を超える過怠金又は清算資格の取消し以外の処分であるときは、取締役会の決議によらずに当該処分を行うことができるものとする。</p> <p>7 第1項及び第2項の規定による処分において、過怠金の賦課と本取引所の市場における自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引に基づく債務の引受けの停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。</p>

「業務方法書」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p>（清算参加者の支配関係等が不適当な場合の処置）</p> <p>第 15 条の 2 の 2 本取引所は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、<u>当該清算参加者を審問のうえ、市場デリバティブ取引等に基づく債務の引受けの停止その他本取引所が必要かつ適当と認める処置をすることができる。</u>この場合において、当該処置が市場デリバティブ取引等に基づく債務の引受けの停止であるときは、取締役会の決議により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>（清算参加者の支配関係等が不適当な場合の処置）</p> <p>第 15 条の 2 の 2 本取引所は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、市場デリバティブ取引等に基づく債務の引受けの停止その他本取引所が必要かつ適当と認める処置をすることができる。この場合において、当該処置が市場デリバティブ取引等に基づく債務の引受けの停止であるときは、取締役会の決議により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 <u>前条第 5 項の規定は、前項の規定による処置をしようとする場合について準用する。</u></p>
<p>（リスク管理体制の不備が認められる場合の処置）</p> <p>第 15 条の 2 の 3 <u>本取引所は、第 10 条の 3 に定める清算参加者のリスク管理体制が本取引所の市場の運営にかんがみて著しく適当でないと認められる場合、当該清算参加者を審問のうえ、その改善のために必要かつ適当と認める処置をすることができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>（支払不能等の清算参加者に対する処置）</p> <p>第 15 条の 3 本取引所は、清算参加者が支</p>	<p>（支払不能等の清算参加者に対する処置）</p> <p>第 15 条の 3 本取引所は、清算参加者が支</p>

「業務方法書」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p>払不能となり又は支払不能となるおそれがあると認める場合には、<u>当該清算参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、本取引所の市場における市場デリバティブ取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止その他本取引所が必要かつ適当と認める処置をすることができる。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>払不能となり又は支払不能となるおそれがあると認める場合には、その事由の消滅するまで、本取引所の市場における市場デリバティブ取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止その他本取引所が必要かつ適当と認める処置をすることができる。</p> <p>2 <u>第 15 条の 2 第 5 項の規定は、前項の規定による処置をしようとする場合について準用する。</u></p>
<p><u>(過大な未決済取引を保有する清算参加者に対する処置等)</u></p> <p>第15条の3の2 <u>本取引所は、清算参加者が市場デリバティブ取引で未決済のものを過大に保有していると認められる場合（当該清算参加者が保有する未決済取引が負っているものと想定されるリスク相当額（市場デリバティブ取引の価格の変動により損失が発生し得る危険に相当する額をいう。）が、当該清算参加者の純資産額その他財務の状況に比して過大であると認められる場合であって、当該リスク相当額が当該清算参加者の自己の計算による取引若しくは少数の顧客の委託に基づく取引（非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を含む。）に起因しているときをいう。）そ</u></p>	<p>(新設)</p>

「業務方法書」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p><u>の他本取引所が当該清算参加者のリスク相当額の軽減が必要と認める場合には、次の各号に掲げる処置その他本取引所が必要と認める処置をすることができる。</u></p>	
<p><u>(1) 預託すべき清算預託金（第31条第2項に規定する預託すべき金利先物等清算預託金の額、同第3項に規定する預託すべき為替証拠金清算預託金の額又は同第4項に規定する預託すべき株価指数証拠金清算預託金の額をいう。次条において同じ。）又は取引証拠金、為替取引証拠金若しくは株価指数取引証拠金（以下この条において清算預託金とあわせて、「取引証拠金等」と総称する。）の額の引き上げ</u></p>	(新設)
<p><u>(2) 取引証拠金等を有価証券をもって代用する場合における本取引所が指定する有価証券の種類</u>の制限</p>	(新設)
<p><u>(3) 取引証拠金等を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算における時価に乗すべき率の引下げ</u></p>	(新設)
<p><u>2 顧客の委託又は非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく市場デリバティブ取引に係る取引証拠金等に対し、前項の処置がなされた場合には、当該処置の対象となった清算参加者は、当該顧客又は当該非清算参加者に対して同項の処置と同様の措置を行わなければならない。</u></p>	(新設)

「業務方法書」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p><u>（担保の預託状況が不相当と認められる場合等における清算参加者への処置）</u></p> <p>第 15 条の 3 の 3 <u>一の清算参加者が清算預託金、取引証拠金、為替取引証拠金、株価指数取引証拠金及び信託金（以下この条において「清算預託金等」と総称する。）の本取引所への預託を株券により行っている場合において、銘柄ごとの預託数量が当該銘柄の上場株式数の 5%相当数量を超えているときは、本取引所は、当該清算参加者に対し、次の各号に掲げる処置をすることができる。</u></p> <p><u>(1) 清算預託金等を有価証券をもって預託する場合における本取引所が指定する銘柄の制限</u></p> <p><u>(2) 清算預託金等を有価証券をもって預託する場合の代用価格の計算における時価に乗じる率の引下げ</u></p> <p>2 <u>前項のほか、清算参加者の本取引所に対する債務の履行確保の観点から本取引所が必要と認めた場合には、本取引所は、当該清算参加者に対し、前項各号に掲げる処置をすることができる。</u></p> <p><u>（異議の申立て等）</u></p> <p>第 15 条の 5 <u>第 14 条の 8 第 1 項ただし書き及び第 2 項の規定は、第 15 条の 2 から第 15 条の 3 までに規定する審問について、</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>（異議の申立て）</u></p> <p>第 15 条の 5 第 14 条の 8 第 3 項から第 5 項までの規定は、第 15 条の 2 から第 15 条の 3 までに規定する処分及び処置並びに前</p>

「業務方法書」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
第14条の8第3項から第5項までの規定は、第15条の2から第15条の3までに規定する処分及び処置並びに前条第3項に規定する清算資格の取消しについて準用する。	条第3項に規定する清算資格の取消しについて準用する。

「取引参加者規程施行規則」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p><u>(審問に関する手続き)</u></p> <p><u>第 20 条 取引参加者規程第 59 条、第 61 条、第 62 条、第 62 条の 2 及び第 63 条の審問の手続きは、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 本取引所は、あらかじめ審問の事項及び期日をその対象とする取引参加者に対して通知するものとする。</u></p> <p><u>(2) 当該取引参加者は、審問の際に陳述を行うことができるものとし、本取引所は、審問の事項、陳述内容その他の事項について記録を作成するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

「業務方法書施行規則」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p><u>（審問に関する手続き）</u></p> <p><u>第41条 方法書第14条の8、第15条の2、第15条の2の2、第15条の2の3及び第15条の3の審問の手続きは、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>（1）本取引所は、あらかじめ審問の事項及び期日をもその対象とする清算参加者に対して通知するものとする。</u></p> <p><u>（2）当該清算参加者は、審問の際に陳述を行うことができるものとし、本取引所は、審問の事項、陳述内容その他の事項について記録を作成するものとする。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>